

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		指定障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制の整備等に関する検査
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		障害者総合支援法、児童福祉法
条 項		障害者総合支援法第 51 条の 3・第 51 条の 32、児童福祉法第 21 条の 5 の 27・第 24 条の 19 の 2・第 24 条の 39
所 管 課		福祉局 生活福祉部 監査指導課（電話：048-829-1884）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	「障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 32 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、並びに「さいたま市指定障害サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱」及び「さいたま市指定障害児通所支援等事業者等業務管理体制確認検査実施要綱」に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的実施計画に基づき検査を実施する。
備 考		